

第 15 回人口・社会統計部会議事録

1 日 時 平成 21 年 6 月 10 日（水）10：00～12：00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、井上専門委員、早瀬専門委員、審議協力者（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府）、事務局（乾内閣府統計委員会担当室長、浜東総務省調査官他）、調査実施者（千野総務省国勢統計課長他）

4 議 題 国勢調査の変更について

5 議事録

阿藤部会長 それでは、定刻の少し前ですが、全員おそろいでございますので、ただいまから、第 15 回人口・社会統計部会を開催いたします。

私は、統計委員会の人口・社会統計部会の部会長を務めています阿藤と申します。

今回の部会では、去る 6 月 8 日の第 23 回統計委員会において総務大臣から諮問されました「国勢調査の変更について」の審議を行います。

今回審議をお願いいたします委員、臨時委員、専門委員については、お手元に名簿（資料 1）がございます。

初めに、委員、専門委員、審議協力者、事務局の順に簡単に自己紹介をお願いいたします。

それでは、廣松委員からお願いします。

廣松委員 現在、情報セキュリティ大学院大学にいます廣松と申します。よろしくお願いいたします。

野村委員 慶應義塾大学産業研究所の野村と申します。よろしくお願いいたします。

井上専門委員 青山学院大学経済学部の上田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

早瀬専門委員 日本貿易振興機構アジア経済研究所に 2004 年まで勤めていまして、現在は退職しています。早瀬です。よろしくお願いいたします。

永井財務省総合政策課調査統計官 財務省の永井と申します。本日は、総合政策課長福田の代理で出席させていただいています。よろしくお願いいたします。

上田文部科学省調査企画課課長補佐 文部科学省の上田と申します。よろしくお願いいたします。

上田厚生労働省国民生活基礎調査室長 厚生労働省の上田でございます。よろしくお願いいたします。

金子国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長 国立社会保障・人口問題研究所の金子です。よろしくお願いいたします。

宮崎農林水産省経営・構造統計課課長補佐 農林水産省の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。

熊倉経済産業省統計企画室統計指導官 経済産業省の熊倉と申します。よろしくお願いいたします。

稲本国土交通省情報安全・調査課課長補佐 国土交通省の稲本と申します。よろしくお願いいたします。

加園東京都人口統計課長 東京都の加園です。よろしくお願いいたします。

玉利大阪府統計課長 大阪府の統計課長をいたしております玉利でございます。よろしくお願いいたします。

乾内閣府統計委員会担当室長 内閣府の統計委員会担当室の乾と申します。よろしくお願いいたします。

浜東総務省統計審査官室調査官 総務省統計審査官室の浜東と申します。よろしくお願いいたします。

内山総務省統計審査官室副統計審査官 同じく内山と申します。よろしくお願いいたします。

平田総務省統計審査官室主査 同じく平田と申します。よろしくお願いいたします。

阿藤部会長 ありがとうございました。

また、本部会では、廣松委員が部会長代理となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、津谷臨時委員、嶋崎専門委員は、今回は御欠席でございます。

まず、部会審議の方法について皆様に御理解をお願いしたい点があります。

御承知のとおり、新しい統計法がこの4月から全面施行されました。新しい統計法では、統計調査の計画の承認の基準というものが示されています。そこで、総務省統計審査官室において、この基準に基づき事前に審査した結果を部会に示していただき、基本的にこの審査の方向性に沿って調査計画の審議を行っていただきたいと思いますと考えていますので、御協力をお願いいたします。

また、今年3月に閣議決定されました「公的統計の整備に関する基本的な計画」では、平成22年国勢調査の実施状況を踏まえ、平成27年調査の改善を図るとともに、ニーズを踏まえた調査内容の検討を行うこととされています。

このため、平成27年調査の企画に当たり留意すべき点についても積極的に御意見をいただきたいと思っています。

それでは、審議に入ります前に、本日の配布資料の説明及び全体の審議の進め方について、事務局から御説明をお願いします。

浜東総務省統計審査官室調査官 浜東でございます。それでは、お手元の配布資料の説明からさせていただきます。

配布しています資料、大きく3つに分かれていますけれども、一番上に配っています厚いもの、議事次第にございます配布資料一覧を見ながら確認していただければと思います。

まず、資料1といたしましては、先ほど見ていただきました人口・社会統計部会の構成委員名簿を用意してございます。

資料2といたしまして、これは4枚紙になってございますけれども、一番上が「諮問第18号 国勢調査の変更について（諮問）」でございます。鑑でございます。

2枚目に諮問の概要を、2枚紙で付けてございます。

3枚目に、平成22年に実施される国勢調査の概要についてのポンチ絵を付けてございます。

その下に、資料3といたしまして、調査の実施部局から申請のございました基幹統計調査の変更について、申請書でございます。クリップで留めてございますけれども、1枚目、鑑の下に今回の申請事項記載書を資料3-2として付けてございます。

資料3-3といたしまして、国勢調査に関する承認事項（変更案）でございます。

資料3-4といたしまして、現行の承認事項を付けてございます。

資料3-5といたしまして、調査票の新旧対照表を付けてございます。

資料3-6といたしまして、国勢調査の実施の必要性の1枚紙を付けてございます。

資料3-7といたしまして、国勢調査結果の利用状況を付けてございます。

その後ろにちょっと拡大いたしました調査票を付けてございます。

続きまして、もう一つの分冊になっています参考資料の方を御覧ください。

まず、参考1といたしまして、「平成22年国勢調査の実施に向けて（検討状況報告）」というクリップ留めした資料を付けてございます。

その下に、参考2といたしまして、平成22年国勢調査第3次試験調査の計画ということで、今週12日を調査期日として実施される第3次試験調査についての概要を付けてございます。

参考3といたしまして、平成17年国勢調査実施の際に、この統計委員会の前身でございます統計審議会からいただいた答申を付けてございます。

参考4といたしましては、その統計審議会答申における「今後の課題」とされたものについての対応状況を付けてございます。

更に、参考5といたしまして、先ほど申し上げましたように、おととい6月8日に開催されました統計委員会において諮問いたしました際に、統計委員会からいただいた御意見等について1枚紙として用意させていただいています。

最後でございますけれども、席上配布資料といたしまして、2つ付けてございます。

1つは、先ほど部会長からも説明いただきました、私どもの方で用意いたしました「審査メモ」を付けてございます。

それから、その後ろに、これも先ほど部会長から説明いただきましたように、この新統計法で定められました承認の基準ということで、統計法第10条等の抜粋を付けてございます。

以上が資料でございますけれども、不足等がございましたら事務局の方にお申し出ください。

それから、今回新たに専門委員になっていただいた方には、辞令を席上に置かせていただいていますので、御確認いただければと思います。

続きまして、今後の審議の進め方について説明させていただきます。

全体の進め方といたしましては、この調査が平成22年10月に実施されるというものでございまして、非常に大規模な調査ということで、準備期間等を勘案いたしますと、本年9月までに答申をいただければと考えてございます。そのため、現時点では9月までに4回の部会を予定してございまして、今回、第1回目の部会では、国勢調査の改正計画について説明させていただきまして、皆様から御意見、御質問等いただきまして、今回の審議に当たり留意すべき事項などの御意見を後で

フリートーキング等でいただきたいと思います。

いただいた御意見については、必要に応じて、後で私どもの方から説明させていただく「審査メモ」とあわせて審議していただければと考えてございます。

2回目の部会につきましては、6月30日に予定してございまして、そのときは「審査メモ」等を中心に審議いただければと思います。引き続きまして、7月21日に予定されています3回目の部会については、その2回目で審議しきれなかった事項等についての御審議をいただければと思っています。

この3回目の部会が終了しまして、最後の部会になるまでに私ども事務局の方から、部会長の指示に基づきまして「答申(案)」の素案というものを作成させていただきまして、電子メール等でお示ししたいと思っていますので、それについての御意見をいただきまして、その御意見を基に、また部会長の指示をいただきまして「答申(案)」というものを用意したいと思っています。その用意させていただいた「答申(案)」を基に、8月21日に予定しています最後の部会において審議、取りまとめをお願いしたいと考えています。

以上4回の部会を踏まえまして、9月14日に予定されています統計委員会において答申をいただきたいと思いますと考えています。

最後でございますけれども、先ほど部会長から説明のございました、この部会の進め方における新しい視点、3つの点ということで、席上配布資料の最後の2を見ていただきたいと思います。

新統計法におきまして、まず申請が上がってきていまして、その申請に対して、第10条第1号を見ていただきたいと思いますけれども、「前条第2項第二号から第六号」、その上に第9条を載せています。その第2項第二号の「調査の対象の範囲」から第六号の「報告を求める期間」と、集計事項を加えて、これらが当該基幹計画の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであることが1点。

2番目といたしまして、統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。

第3号といたしまして、他の基幹統計調査との間に重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること、この3点を基準といたしまして審議を進めていただければと考えています。よろしく願いいたします。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に入らせていただきます。「諮問の概要」につきまして、引き続き事務局から説明をお願いします。

浜東総務省統計審査官室調査官 それでは、先ほどの資料2-2「諮問の概要」、かがみの2枚目を説明させていただきます。申し訳ありませんけれども、最後の4枚目のポンチ絵のところでの今回の調査の簡単な流れを説明させていただきたいと思います。

最初の箱、目的のところでございますけれども、本調査は、統計法第5条第2項の規定に基づき、日本の国の情勢について把握する最も基本的な統計調査ということで実施されるものでございます。調査の結果は、各種行政施策等に活用されることになっています。

第1回目は、大正9年、1920年に実施されまして、それからほぼ5年おきに実施されるものとなっていて、西暦の末尾に「0」の付く年に実施されるものを大規模調査、「5」の付く年に実施されるものを簡易調査ということで行われていまして、平成22年に行われる調査については第

19 回目の調査であり、大規模調査に区分されています。

また、これについては、国連が提唱しています世界人口・住宅センサスにも対応したものになってございます。

その下の箱でございますけれども、調査の実施時期は平成 22 年 10 月 1 日。

調査対象といたしましては、平成 22 年 10 月 1 日現在に我が国に在住するすべての人ということで、ただし書きがございますけれども、外交使節団や軍属・外国の軍隊等については除外される形になっています。

調査事項は、世帯員に関する事項ということで、男女の別等 15 項目、世帯に関する事項といたしまして、世帯の種類等の 5 項目、計 20 項目となっております。

調査方法でございますけれども、調査票の配布は、調査員が各戸を回って配布する形になります。

調査票の回収に関しましては、今回は全面的に封入して調査員が回収する方法。また、郵送する方法も導入してございます。更に、一部地域においてはオンラインでの回収というのも検討されています。

また、この郵送調査を行うということに当たりまして、フォローアップ回収というものを予定してございます。詳しくは、後でまた概要の方で説明させていただきたいと思っております。

調査の流れといたしましては、総務省、都道府県、市町村、指導員、調査員、世帯という流れでございます。

この調査の利用状況ということでございますけれども、法定人口としての利用ということが 1 番に挙げられます。これについては、まず衆議院議員の小選挙区の画定基準、または地方公共団体における議員定数の決定、更には地方交付税の算定等に使われることになってございます。

また、行政施策の基礎資料としての利用ということで、少子化対策・高齢者対策等の施策の検討・企画に使われるということでございます。

そのほかに、これは労働力調査とか家計調査等の標本調査についての母集団情報としての活用ということも行われています。

更には、民間や研究所等におきまして将来人口推計の基礎資料にも使われるというものでございます。

では、ちょっと戻っていただきまして、「諮問の概要」について説明させていただきます。

1 番、目的等は、先ほど申しましたので割愛させていただきます、2 番の変更の趣旨のところから説明させていただきます。

平成 17 年に国勢調査を実施しました際に、個人情報保護法の施行により、国民のプライバシー意識が変化し、本調査に対する協力意識の低下等が見られたほか、オートロック・マンションに代表されるように接触が困難な世帯が増えてきたということが平成 17 年調査で顕在化してまいりました。それから 5 年経った平成 22 年調査でございますけれども、更にこの傾向は高まっていくということございまして、今回の調査につきましては、そういう調査環境の悪化に対応する変更を中心として盛り込まれてございます。

これを検討するに当たりましては、平成 17 年調査が終わって以降、直ちに外部有識者等と関係

機関等を交えた検討を行っていきまして、更には平成 19 年、20 年に試験調査を実施しています。更に、先ほども紹介いたしましたけれども、6 月 12 日時点で第 3 次試験調査を実施する予定となっております。

変更内容といたしましては、まず調査事項の変更。調査事項を充実する案件、(ア)と(イ)の二つございまして、まず(ア)、雇用形態の区分の変更ということです。従来は、雇用形態を把握するに当たりまして、「常雇」、「臨時雇」の二つの区分によって把握していたところでございますけれども、今回の調査では「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」の三つの区分で把握するという計画になってございます。

(イ)でございますけれども、5 歳未満の子供の出生地の把握ということで、地域別の将来人口の把握を正確にして推計方法の精度を高くするという事で、従来は把握していませんでした 5 歳未満の子供の出生地について、その子供が生まれたときに普段住んでいた場所の回答を求めるという形で把握する手法を取り込んでございます。

次に、調査事項の削除として(ア)、(イ)を挙げてございます。

一つは、「家計の収入の種類」でございます。これについては、報告者の記入への忌避感が高いということが 1 点と、政策的に利用されているのが他の項目と比べて比較的低いということをお察しいたしまして、これについては削除を考えてございます。

それから、「就業時間」の削除ということでございます。これは、先ほど調査事項の充実のところでも申し上げましたけれども、従来は「従業上の地位」の雇用者の区分を「常雇」、「臨時雇」の 2 種類で把握していたということで、就業時間の把握と併せた形で具体的な雇用形態、パートタイムまたはフルタイム労働を把握するという目的で付けられていた項目でございますけれども、今回は「従業上の地位」の雇用者の区分として、雇用形態を直接把握することに伴い削除を検討してございます。

(ウ)については、記入方法を変えるということでございます。住宅の床面積については、床面積が下一けたまで分からないということで報告者が記入しにくいと感じている割合が高いということで、今回は選択肢方式での把握になっています。

続きまして、調査方法等の変更でございます。

まず、(ア)といたしまして、封入提出方式の全面導入ということを考えてございます。前回調査でも封入提出というのは選択肢としては用意してございまして、その際に 4 割以上が封入で提出があったということでございます。それから 5 年が経過したということで、これについては全面導入を考えてございます。

(イ)といたしまして、郵送提出の方式を併用するという事でございます。これは、どうしても調査員に渡したくないという場合などに郵送での提出を可能としているものでございますけれども、これによって調査票が回収できないということが生じないように、先ほど申しましたフォローアップ回収を予定してございます。これは、確実に回収するために期限までに郵送されてこなかった各戸を調査員が訪問いたしまして、更に提出していただきたいということを申して回収を行う方法でございます。

(ウ)は、インターネットを用いた回答方式の導入ということで、今回は一部地域を総務省が指

定して実施する方式をとってございます。

イでございます。先ほどの調査方法の変更等によりまして調査精度が落ちるのではないかと懸念がございますので、それに対応した措置として（ア）（イ）の二つを予定してございます。

まず（ア）につきましては、住民基本台帳等の業務記録情報を円滑に地方自治体が活用できるように、市町村事務の処理基準にその活用の根拠を明確にすることとしています。

（イ）といたしまして、上のような補完作業を行っても、更に補完できない部分等があった場合でございますけれども、市町村の職員等が統計法第 15 条に基づく関係者に対する質問を行う。これは具体的に申しますと、マンションの管理会社等から情報を聞くことができるものでございます。

ウといたしまして、今回の変更に伴いまして市町村事務が非常に増加するということがございますので、少しでも軽くできるようにということで、コールセンターの設置を考えてございます。

（3）集計事項等の変更でございます。

まず、集計事項の拡充ということでございますけれども、先ほど御説明させていただきましたように、「従業上の地位」の雇用者の区分が増えたということで、こちらの集計について充実させています。

次に、高齢化が非常に進展していますので、これについての集計も充実させるということを考えてございます。

次に、平成 12 年に始まりまして、平成 16 年から 18 年がピークとなっています平成の大合併に対応しまして、平成 12 年時点での行政単位での集計も行うことを検討してございます。

次に、（イ）集計対象の変更ということで、従来、人口速報集計におきましては、総世帯、総人口のほか男女別についても集計していたのでございますけれども、これについては今回は政策上、真に早期に公表が求められている総人口、総世帯数に限定いたしまして、男女別人口の集計につきましては、調査翌年 6 月に公表を予定しています抽出速報集計に委ねることになってございます。

次に、公表時期の変更でございます。先ほど来申していますけれども、市町村事務が非常に過多となる状況がございまして、人口速報集計につきまして、従来は調査年の 12 月に公表してましたけれども、これを 1 か月か 2 か月ぐらい遅らせるという状況でございます。

また、産業大分類の格付事務についても、市町村から統計センターに移行するというところございまして、こちらの関係で従来、第 2 次基本集計と言っていました産業等基本集計がおよそ 3 か月程度延伸するという計画になってございます。

遅れるだけではございまして、職業分類に基づく（イ）職業等基本集計、従来の第 3 次基本集計でございますけれども、こちらはおよそ 4 か月程度早期化が図られることになってございます。

以上が「諮問の概要」でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、平成 22 年に実施される国勢調査の計画について、改正点を中心に総務省統計局統計調査部の千野国勢統計課長から説明をお願いいたします。

千野総務省国勢統計課長 改正点ということですが、概要につきましては、今、調査官から御説明があったとおりでございますので、私からは詳しく御説明したいと思います。

後ろの方の参考資料を御覧いただきたいと思います。参考 1 に今回の改正の内容について、考え

方を含めて詳しく説明してございます。1枚紙と冊子になっているものがございます。1枚紙の内容は、今、調査官から御説明があったとおりでございます。本日は多少時間をとって説明していいようですので、冊子の方で御説明したいと思います。「平成22年国勢調査の実施に向けて(検討状況報告)」です。

国勢調査の調査方法等の改正の説明に入る前に、少しだけ国勢調査の性格などについて御説明したいと思います。

2ページの1に、国勢調査の意義・役割が詳しく書いてございます。先ほども御説明にございましたように、国勢調査は、統計法の中で唯一、調査名が出てくる調査です。国勢調査の結果利用として、法律での利用が幾つかございまして、例えば今回の国勢調査の結果によって衆議院の小選挙区の区割りが見直されます。また、地方交付税の交付金につきましては、最新の国勢調査の人口によっていろいろな基準が計算されますという使い方がございます。このようなことから、統計法の中で総務大臣に国勢調査の実施を義務付けている。したがって、法律によって、我々は10年に一度、さらに5年経ったときに、国勢調査を実施しないといけないとなっております。そういう意味で、ほかの統計調査とは性格の異なる調査ということが言えると思います。

2ページ下の2に、国勢調査は全数調査として実施していますが、なぜ全数調査として実施しているのかということが書いてございます。

一つは、小地域に関する統計を提供するということです。小地域といえますのは、まず全市町村の統計が国勢調査の結果から出ますし、また一番細かい集計単位では、基本単位区別の集計を行ってまして、インターネット、e-Statという統計のポータルサイトを用いますと、何町何丁目という単位でいろいろなデータをダウンロードできるようになっています。

それから、3ページの上から10行目以降にあります。国勢調査から得られる統計は、ほかの統計調査の基盤になります。多くの人口・世帯を対象とする標本調査につきましては、国勢調査の調査区を抽出の単位として利用してまして、それによって標本設計が行われている。したがって、国勢調査の結果が不正確であれば、多くの人・世帯を対象とする標本調査の結果も不正確になってしまうことから、より一層の正確性が求められます。

それから、同じページの3番目、実地調査により行う必要性ということですが、これは我が国の人口や世帯を居住の実態に即して明らかにするということでございます。ちなみに、人口・世帯数が把握できるデータとして住民基本台帳などもあります。住民基本台帳等の行政情報につきましては届出ベースでございまして、常住ベースとは若干ずれているところがございます。細かく地域別、年齢別等で見ますと、若干ではなくて1割というずれもございます。実際、行政サービスを行うのは常住する人口に対して行いますので、国勢調査で常住人口を把握する必要があります。国勢調査の結果を基に行政サービスを行ったり、あるいは学術研究の分析を行うということになります。

それから、4ページから改正の内容等に入っていきます。

まず、背景といたしまして、調査環境の変化ということがございます。これは、大きな出来事といたしましては、平成17年国勢調査の実施の同じ年の4月に個人情報保護法が施行されました。これによって、過剰反応と言われるような出来事が、国勢調査を始めいろいろな分野で起きていま

す。それ以降、過剰反応というのは多少改善されている状況はありますが、個人情報保護意識は高まったままです。

併せまして、行政とか地域コミュニティに対する理解や協力の意識が希薄化したと言われてい

ます。さらに、高齢者あるいは女性の一人暮らしの方々の防犯意識が高まったことで、調査員調査が難しくなっているということがございます。

そのほかにも、共働き世帯、単身世帯が増加いたしまして、日中に訪問しても不在な世帯が多くなった。それから、オートロック・マンション、ワンルーム・マンション、特にオートロック・マンションは、調査員がマンションの中に立ち入るのに大変苦労するという事情がございます。

このような状況の中で調査を実施することから、いろいろな検討を行ってきています。

5 ページに書いてあるような視点で調査方法、調査事項を検討してまいりました。

まず第 1 に、すべての人の理解と協力が得やすい調査とすること。

第 2 に、これは調査実施者側の話ですが、調査業務が円滑に遂行できること。

3 番目として、これはユーザーに対しての話であります。有用で精度の高い調査結果を利用しやすい形で提供すること。

4 番目、業務の効率性の維持・向上を図ることという視点で検討を進めてまいりました。

具体的な検討の方法ですが、3 にございます。

一つは、外部有識者を交えた検討を進めてまいりました。まず、平成 17 年調査が終わったすぐ後に、国勢調査の実施に関する有識者懇談会を開催し、議論していただきまして、平成 18 年 7 月にその時点での大まかな方向を示していただいた。これを受けまして、具体的、専門的に検討を進めていくために、有識者による「平成 22 年国勢調査の企画に関する検討会」を開催いたしました。これまで 11 回にわたって会議を開催して検討を進めてきました。

その次に、関係団体等との検討として、6 ページにございますが、国勢調査の実施に関係の深い分野、例えばマンション関係の団体の方々、あるいは調査の難しい外国人の支援団体の方々の参加を得まして、平成 19 年 10 月から「国勢調査関係者会議」を開催していきまして、関係団体との相互理解の促進を図ってまいりました。

そのほか、各府省との検討として、平成 20 年 6 月から「各府省連絡会議」を開催しています。

そのほか、地方公共団体との検討として、平成 19 年 5 月から 10 回にわたりまして「国勢統計実務検討会」を開催しています。この冊子の最後の「参考」に具体的に何回、どのようなメンバーかということが記載されています。平成 22 年国勢調査の企画に関する検討会につきましては、堀部政男先生を座長といたしまして、5 名の有識者の方々によって議論されてきました。

それから、関係者会議につきましては、平成 19 年 10 月から、それぞれの関係分野ごとに 3 回ずつ会議を開催していきまして、マンション関係でいいますと、日本賃貸住宅管理協会、マンション管理センター、高層住宅管理業協会と、考えられるすべての団体との間で相互理解の促進を深めてまいりました。

そのほか、調査の難しい外国人関係につきましては、外国人を支援する団体、留学生関係団体、在日外国人関係団体、あるいは地方自治体で構成される外国人集住都市会議からアドバイスをいた

だいています。

そのほか、普段家にいない若者に対してどのようにアプローチするかについて、大学・専修学校関係の団体、小・中・高校の教育関係の団体の方々とも意見交換を行ってまいりました。

そのほか、各府省連絡会議、国勢統計実務検討会も開催しています。国勢統計実務検討会につきましては、各ブロックで幹事になっている都道府県がございますので、そうした都道府県 19 県、政令指定都市 17 市との間で 10 回にわたって会議を開催してきています。このような検討を経て、今回の改正内容をまとめてまいりました。

では、6 ページ以降の改正の具体的な内容について御説明いたします。

第 3 の最初のところがございますのは、これまでの国勢調査の調査方法です。これまで国勢調査では、調査員が各世帯を訪問して調査票を配布し、後日、再び訪問してこれを回収するということが基本的な調査の方法で、この方法によりまして 1920 年以來、実施してまいりました。

7 ページに、先ほど御説明したいろいろな状況が顕在化してきたということから、これを踏まえた改正を検討してまいりました。

まず、第 1 に、調査票の配布につきましては、これまで調査員が担当する調査区内のすべての世帯を訪問して、世帯の居住を確認し、その上で調査票を配布して記入を依頼するという方法で行っています。この方法につきましては、対象世帯を漏れなく、重複なく把握して、世帯に確実に調査票を配布・回収する上で有効な方法であろうと判断することができますので、今後も基本的に維持するという事を考えています。

次に、回収につきましてはいろいろな工夫していきたい。まず、「2 封入提出方式の全面導入」です。平成 17 年国勢調査では、世帯が希望すれば、記入した調査票を封筒に入れて提出することができました。平成 22 年調査につきましては、8 ページの「しかし」というところに書いてございますが、調査票の封入提出の割合は、希望制で実施した平成 17 年国勢調査の段階でも 46 パーセント、5 割弱となっています。封入の割合は年々高くなってきている。したがって、平成 22 年国勢調査ではほぼ確実に 50 パーセントを超えることが予想され、これは国民の過半数が封入して提出することを求めているということでございますので、平成 22 年国勢調査では原則としてすべての世帯が調査票を封筒に入れて提出する方式を導入することとしています。ただし、高齢者世帯などから調査票の記入内容の確認を求められるというケースもあると思います。そのような場合には、無理に封入してくださいという必要はございませんので、調査票を受け取って、その場でその内容を確認することもあり得ると考えてございます。

その次の回収方法の改正といたしまして、3 として、郵送提出方式の導入があります。この背景といたしましては不在世帯が増加したということがございます。それから、いろいろな分野での 24 時間化に伴いまして深夜就業者が増加したことから、調査員が日中、世帯を訪問しても会えない事例が見られるようになった。調査員に会って回収というのが、これまでの基本ですが、会えない場合でも円滑に調査票を提出できるように、郵送による提出方法を導入することを考えています。

調査員に封入して提出するか、郵送で提出するかの選択は、世帯の自由な判断に委ねることとします。

9 ページ目にフォローアップ回収と督促がございますが、郵送の提出先は市町村を考えてござい

ますので、郵送の調査票につきましては市町村に届き、また、調査員に提出した調査票は調査員の手元にあることから、どこの世帯から調査票が提出されたか、提出されていないか、それぞれ確認する必要があります。市町村に届いた郵便について、どの世帯から届いたかということをチェックいたしまして、その内容を調査員に伝える。調査員は自分で回収した世帯と併せた上で、どの世帯が未回収かということが分かります。その世帯につきましては回収期限が過ぎても調査票が提出されていないということですので、調査員は未提出世帯を訪問して調査票を回収するというので、すべての世帯から調査票を回収できるようにしたいと考えています。

続きまして、10 ページにもう一つの回収の取り組みでありますインターネット回答につきまして説明がございます。これはモデル地域において導入しようということです。インターネットを活用した回答方式につきましては、いろいろな効果が期待できまして、これが全面的に活用できれば非常に大きな効果があるということでございます。

ただし、11 ページの冒頭でございますが、事業所や企業を対象とする幾つかの統計調査におきましてはインターネット回答方式が導入されていまして、それなりの利用率で回答されている。一方で、世帯を対象とする統計調査につきましては、現実問題として紙の調査票の方が手軽だと感じる世帯も多いということだと思いますが、一部の統計調査において試行的に導入されている段階です。これは、世帯ではインターネットの統計調査における利用率がそれほど高くなくて、過去の世帯対象の統計調査では3～5パーセントぐらい。ちなみに国勢調査の試験調査では2パーセントぐらいでございます。したがって、システム開発等のコストと効果について、よく考えないといけないということでございます。

いろいろな効果はありますが、11 ページの下半分には、いろいろなコストやリスクもありますということが書いてございます。操作ガイド等の書類の作成、専門の対応窓口の設置、セキュリティ管理、リスク管理等が必要となります。国勢調査のような規模の事業は国の事業の中でもなかなかないということがございます。したがって、1億2,000万人を超える人口を有する我が国の国勢調査で、当初からすべての世帯を対象としてインターネット回答を導入しようとする、予見できない要素によるリスクが極めて大きくなる。

更に、利用率が5パーセント程度ということであれば、なおかつ、その5年後に同じシステムは使えませんので、コストが極めて大きくなるということがございます。

このようなことを総合的に判断いたしますと、将来的にはこれを全国に拡大させていくという観点から、今回につきましては、一つのモデル地域を選定して、そこで導入する。このモデル地域といたしましては、なるべく効果のあるところで導入しようということで、インターネット普及率が高い地域、共働き世帯、単身世帯等の不在世帯の多い地域、オートロック・マンション、ワンルーム・マンションといった共同住宅の割合が高い地域を選定しようと考えてございまして、どの地域を選定するかにつきましては、現在、地方公共団体と調整中でございます。

次に5番目、精度確保のための措置でございます。

これは、今回、郵送にいたしましても、調査員提出にいたしましても、いずれにしても封入された形で調査票が提出されてくるということでございますので、従来、調査員が調査票を回収するときに玄関先で記入漏れはございませんかと確認して、もし記入漏れがあったらその場で埋めていた

だいていた確認行為ができなくなります。したがって、市町村の審査段階での世帯の記入内容の確認が重要になってまいります。

封入になると、一方的に調査票の記入状況が悪くなるのではないかという心配をされる向きもありますが、封入することによって二つのベクトルがございます。一つは、封入なので適当に出してしまうということから、記入状況が悪くなるのではないかというベクトルがあります。もう一方は、封入して提出できるので、これまで記入しづらかった項目についても、調査員に見られることがないので安心して記入できるということで、記入状況がよくなるというベクトルもあります。したがって、封入提出の導入によって一方的に記入状況が悪くなるとは考えてございませんで、悪くなる向きとよくなる向き、両方あると我々は考えてございます。

ただし、念には念をということで、悪くなることを想定し、5番目に、行政情報を活用することとしています。例えば住民基本台帳などを利用して記入内容を補完することができるようにしたいと考えています。これはあくまでも調査票の記入内容の補完ということでございまして、住民基本台帳の情報をそのまま使うということではございません。あくまでも補完・確認という位置付けで考えています。

更に、13ページに、統計法に基づく関係者への質問等がございます。統計法第15条におきまして、正確な報告を求めるために必要があると認めるときは、関係者に質問する。このほかに帳簿を見たりといったことも書いてあるのですが、国勢調査のような調査事項の場合、関係者への質問という行為が想定されますので、それに特化して運用することを考えています。

したがって、世帯からの回答を得られず、調査票が未提出であって、聞き取り調査を実施しても十分な情報が得られず、また市町村が利用可能な住民基本台帳等の行政情報を活用しても、なお十分な情報が得られない場合には、最後の手段として統計法第15条に基づきまして、例えばマンション管理会社などの関係者にそのマンションの居住者の情報について質問するということを想定しています。

次に、第4の調査事項、集計の関係です。調査事項につきましては14ページ以降にございます。

一番大きな変更といたしまして、「従業上の地位」における非正規雇用等の把握ということでございます。今、非正規雇用の問題が非常に大きな問題になってございますので、その部分について統計としてきちんととらえられるようにしたいということです。平成12年調査時点ではこの区分は定着していなかったのですが、それから10年経過しましていろいろな雇用統計で定着してきた区分であります「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「パート・アルバイト・その他」といった区分に変更するというものでございます。

ここで派遣社員という選択肢がございますので、これによって産業分類上の労働者派遣業の就業者数は、この選択肢にチェックした人の数で把握することができます。また、派遣労働者の方は派遣先の事業所名、事業の内容を書いていただくことによって、派遣先ベースの就業者数を把握することができるわけです。したがって、事業の内容のところで派遣先ベースの就業者数が把握でき、雇用形態の区分のところで派遣元ベースの就業者数が把握できますので、この二つによって、派遣社員につきましては、派遣先ベースの産業構造、派遣元ベースの産業構造、双方が集計できるようになりまして、この区分の変更によって二重の効果が期待できるということでございます。

それから、「家計の収入の種類」につきましては、昭和 35 年に設定された調査事項ですが、現在ではいろいろな調査で収入について把握しています。なおかつ、これは収入の額ではなく、収入の種類だけということもございまして、利用状況は低いことから、これは廃止することを考えています。

それから、「就業時間」につきましても廃止という計画です。これは平成 12 年調査で追加されたものです。当時も正規・非正規の雇用者の状況が問題になっていまして、その状況をとらえようということから、追加された調査事項でございます。ただし、当時は今のように統計として定着した把握の仕方がなかったので、雇用契約期間として「常雇」及び「臨時雇」、それから時間という観点で「就業時間」、この二つを追加し、組み合わせて集計することによって非正規雇用の状況を把握しようという意図でした。

しかし、雇用者の正規・非正規のとらえ方につきましては、いろいろな統計調査におきまして少しずつ定着してきた概念がございます。呼称によって正規、パート・アルバイトを区分し、派遣社員だけは呼称ではないですが、雇用形態の区分が定着してまいりました。併せて、規制緩和で、有期雇用の雇用契約期間が以前は 1 年だけでしたが、現在は 1 年、3 年、5 年と、多少流動的になっていますので、「常雇」及び「臨時雇」に代えまして、定着してきた呼称による区分にしたわけです。したがって、これに伴いまして、組み合わせて利用されていた「就業時間」については廃止することとしました。

なお、「就業時間」につきましては、個人・世帯を対象とする調査、それから事業所・企業を対象とする調査の両面から把握されています。また、社会生活基本調査でも把握されていて、ほかの大規模統計調査でかなり把握されていますので、国勢調査での把握がなくなっても、ほかの統計で十分な利用ができると考えています。

更に現実的な問題もございまして、今回、郵送を導入することから、調査票を三つ折りにして封筒に入る形にしなければならず、平成 17 年調査以前に比べまして調査票の大きさが一回り小さくなっています。もともと国勢調査につきましては活字が小さいという弱点がございまして、これ以上小さくすることはできませんので、調査票紙面の小型化という制約からも調査事項を幾つか落とさないと納まり切れないことがございます。どの調査事項も非常に重要だということはあるのですが、その中でプライオリティを付けて廃止できるものは廃止していかないといけないという事情もございまして、この就業時間は廃止することにしました。

そのほか「住宅の床面積の合計」につきましては、実数記入方式から選択肢方式に変更する計画でございます。

その次の「勤め先・業主などの名称及び事業の内容」と「本人の仕事の内容」については、16 ページです。ここは産業分類、職業分類を格付ける基になる調査事項です。例えば勤め先の名称を削除して、きちんと産業・職業分類の格付ができるか、また大分類選択方式にして、世帯が正確に大分類を判断して記入できるかといったことを検証してまいりましたが、このような変更をした場合、正確な産業・職業分類の格付を行うことができないという検証の結果、従来どおりとすることにしています。

その他の調査事項といたしまして、「5 年前の住居の所在地」につきましては、5 歳未満の子供

についてはこれまで記入しなくていいという位置付けにしておりましたが、5歳未満の子供については出生地を記入していただくという変更でございます。

17ページには、集計・結果提供についてでございます。「正規」、「非正規」の統計が提供できるようになるとともに、「高齢者」の集計が充実できます。

最後のところでございますが、旧市町村別の集計も提供していこうと考えています。市町村合併で、郡部的な部分と都市的な部分が一つになっていますので、平成12年調査当時の市町村境域、これは市町村数が3,000以上あった境域での集計も併せて提供していこうと考えています。

次に、ICTの活用についてです。これまでデータの収録形式とか統計表の様式は、必ずしもパソコンで処理しやすい形になっていませんで、基本は報告書に掲載しやすい形ということでございました。しかし、現在はインターネットからダウンロードしてパソコンで処理するという利用が多いと思いますので、パソコンで処理しやすいような統計表等の形で提供していく方法を充実したいと考えています。

次に、結果の公表・提供の時期についてでございますが、平成22年国勢調査では、郵送提出といった新しい調査方法を導入いたします。したがって、未提出の世帯に対しましては、従来の調査票の回収期限が終わった後、どこが未提出だったかということを整理して、未提出の世帯には再度、調査員が訪問して回収することが必要になりますので、その分だけ調査期間が延びます。

そのほか、これまで調査員が行っていた調査票の確認事務が、市町村の事務になりますので、その分も時間が若干延びます。したがって、これまで10月に調査を実施し、12月に要計表人口を公表していたのですが、これにつきましては1月又は2月に延伸します。

そのほかの集計区分につきましては、調査方法等の変更に伴って、やむを得ず遅くなるものを除きましては、公表時期が極力遅くならないよう、できれば早期化できるように努めまして、最終的な集計完了時期は従来よりも2か月程度早める計画にしています。

それから、調査の実施環境でございます。

調査方法の変更を計画していますが、恐らく考えられるあらゆる変更を今回措置したと考えています。ただし、調査方法の変更だけではどうにもならない部分もございまして、例えば我々の過去の経験から感じますのは、若者は調査員に提出していただけないので、郵送による提出方法を導入したところですが、調査員に提出していただけないような方々は、どうも郵送でも提出していただけないという傾向があるようです。したがって、調査方法の変更だけでは限界がございまして、併せて調査環境を整備していく。調査方法の変更と調査環境の整備、その二つの方向で取り組みを進めていかないとよくなるまいだろうということでございます。

このようなことから、広報や関係者会議をスケールアップすることを考えてございまして、具体的には21ページにございます。一つは個人情報保護の問題でございまして、平成17年調査は個人情報保護法施行直後ということから、統計調査でも個人情報の場合は提供を拒むことができるといった誤解がございました。統計調査の場合は、統計法によりまして、個人情報保護法が施行される前から厳格な個人情報の保護の仕組みが講じられていたわけで、このようなことを正確に理解していただけるように広報していきたいと思っております。

それから、22ページの「報告義務の周知」の2段落目、「このため」のところに書いてござい

すが、統計法におきましては、調査員等に対しまして、厳格な守秘義務を課している。その一方で、調査の報告者につきましては報告義務を課していきまして、これには罰則規定もございまして、今まで報告義務につきましては、我々、ほとんど前面に出さずに協力をお願いしますという姿勢で調査を行ってきましたが、今後は、報告義務につきましてはもう少し前面に出して広報してもいいのではないかと考えていきまして、そういう方向の取り組みをしていきたいと思っております。

23 ページは、調査員の確保対策ということですが。前回の国勢調査では、調査員の数が 83 万人でした。これは、ほかの調査に比べても 1 けた違う、大量の調査員の数でありまして、その確保というのは実は重要な課題になっています。調査員の確保が円滑に行われるような取り組みを行っていききたいと考えており、今回は郵送提出の導入等で調査員の負担は軽減されます。ほかの取り組みを含めまして、調査員が円滑に確保できるようにしていきたいと思っております。

24 ページ以降は体制的な話です。本調査の実施 1 年前となります本年 10 月に国勢調査実施本部を設置いたしまして、これによって本格的な準備を進めていききたい。

それから、25 ページには、協力者会議の開催がございまして。平成 22 年国勢調査の実施 1 年前となる本年 10 月には、実施本部の設置と併せまして、関係者会議の団体に加えまして、経済界、企業関係、報道関係も含めました幅広い関係者に集まっていいただきまして、相互理解の促進という位置付けではなく、連携・協力を図る、具体的な広報・協力依頼をこの場を通じて行っていくことができるような体制を作っていきたいと思っております。

改正の内容につきましては以上のとおりです。そのほかの資料といたしまして、「参考 2 第 3 次試験調査の計画」は、まさに今、行っているもので、我々は本番のリハーサルと位置付けています。

調査の期日は 6 月 12 日、今週の金曜日です。したがって、今、調査票の配布を行っているところですが。

調査区域につきましては、47 全都道府県の県庁所在地、すべての政令指定都市、各 10 調査区です。世帯数は 2 万 6,000 世帯余り。本番と同じ形で検証を行いたいということでございまして。

それから、参考 3 には前回の統計審議会の答申がございまして、参考 4 で、この答申で「今後の課題」とされたものに対する対応状況について書いてございまして、これにつきまして若干説明したいと思っております。

まず、指摘事項の 1、「5 年前の常住地」につきまして、大規模調査の年だけではなく、簡易調査の年でも把握したらどうかという指摘がございまして。平成 22 年調査では当然把握いたします。その先、平成 27 年調査につきましては、その時点の情勢を踏まえ改めて検討することになる。今から 5 年以上先のことを確約することはできませんが、こういう要請も踏まえて検討していきましてということですが。

2 番目は、派遣労働者について、これまで派遣元の産業構造しか分からなかったのですが、派遣先の状況についても把握が必要という指摘で、これは先ほど御説明いたしましたとおり、このとおり対応する改正計画になっています。

3 番目は、報告者負担の軽減、調査の効率的な実施ということですが。これにつきましては、我々、基本的に国勢調査の調査事項につきましての検討の視点といたしまして四つの視点を設けて、検討

してきました。一つは、人口・世帯の基本となる統計と言えるような調査事項か。もう一つは、ニーズに対応しているか。正確性が確保できるか。報告者負担に配慮しているかといった観点から検討してまいりました。この結果、「就業時間」と「家計の収入の種類」を廃止することにしています。これによって報告者負担の軽減が図られているということでございます。

次のページ、3につきましては、老人ホームでもマンション型といった多様な形があるということで、世帯のとらえ方について検討する必要があるのではないかとということです。国勢調査に限らず、統計調査一般ですが、住居と生計を共にしている場合に一つの世帯としています。したがって、老人ホームの場合は、いわば共同生活をしているとみなし、棟ごとに一つの世帯として把握していますが、一方、一人ひとりの居住部分が住宅の要件を満たして、それぞれに生計を営んでいる場合は別の世帯として把握しています。したがって、このような定義の下で、今後も正確な調査が実施されるように実地指導を徹底していきたいと考えています。

指摘事項4番目は、郵送調査、インターネット調査の検討、それから外国人に対する調査についての検討・研究ですが、インターネット、郵送につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり導入いたします。外国人の調査につきましては、関係者会議、協力者会議を通じまして、いろいろな知見を得て、よりよく外国人に理解していただけるような取り組みをしていきたいと思っています。

3ページ目の5番目ですが、これは欠測事例等の補完を的確に行う観点から、行政記録の活用等について研究するというので、これも御説明いたしましたとおり、住民基本台帳等を活用する。それから、統計法第15条に基づく関係者への質問等を行う計画にしています。

6番目は、オーダーメイド集計の導入等の研究・検討ということで、これにつきましては、新統計法第34条がありますので、本年4月から抽出詳細集計の集計データを用いて、国勢調査におきましても対応を開始したところでございます。

7番目の指摘は、現在集計されていない集計を可能とする仕組み、それからデータ・アーカイブの研究です。公表されていない集計につきましては、統計法第34条に基づき、オーダーメイド集計による対応が可能ですし、また都道府県・市町村の利用ということであれば、従来の目的外使用、統計法第33条の調査票情報の提供による対応も可能です。データ・アーカイブにつきましては、政府全体として検討を行うこととされていますので、その結果を踏まえて検討していきたいと思っています。

説明は以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。本来ですと、ここで今回の調査計画に対する総務省における審査の方向性を説明いただくことを予定していましたが、調査実施者の方から大変懇切丁寧に説明があり、少し時間が押していますので、これは次回に回させていただきます、ここから質疑応答に入りたいと思います。

まず差し当たっては、今、調査実施者、諮問者から御説明いただいた内容について御質問や御意見がございましたらいただきたいと思います。調査実施者、または諮問者から適宜御回答いただきたいと思いますが、本日回答できないものがありましたら、次回部会までの間に整理の上で回答していただきたいと思います。

それでは、質問にやや限った形で何かございますか。どうぞ。

早瀬専門委員 今後の平成 22 年国勢調査の重点として、高齢者の実態をとらえるというのがありまして、今でも既に高齢者は 20 パーセントを超えていますので、平成 22 年には更に上昇して、実際に居住地域としては、社会福祉施設、老人ホームとか病院等に住む人が多くなると思います。この間、群馬県で事故がありましたけれども、あれは届け出されていなかった老人ホームということで、実態が余り明らかではなかったのです。

今回の国勢調査はそれを目的としたものではないのですけれども、全数調査なので、老人がどういふところに住んでいるか、この調査票の中にも居住面積を把握する調査事項がありますので、群馬県の例は、非常に狭小なところに詰め込まれていたことが明らかになったわけですが、あのような老人ホームの場合には、老人一人ひとりが答えるのではなくて施設の人が多分答えることになると思うのですけれども、その辺も後で利用できる情報になるといいと思います。それが 1 点です。

もう一点は、外国人の集計というのは、今まで外国人登録統計と比べますと 10 パーセントぐらい調査漏れになっていると思います。調査員の方が外国人に調査票を配って書いていただくというのはなかなか難しいと思うのですけれども、私が知っている範囲の留学生や学生に聞きますと、全然調査票をもらっていないとのことでした。それから、約束した時間に調査員が来なかったなどという学生もいて、いろいろ事例があります。今後、更に外国人が多くなってくるといいますので、調査員は確保だけでも大変なのに、なおかついろいろな義務を課すのは大変かもしれませんけれども、いったん調査員に任命されればそれなりの業務をきちんと履行していただきたい。

最後に、今日言うべきかどうか分からないのですけれども、公表予定の集計事項に載っていないものについては、例えばオーダーメイドや目的外使用でも利用できるという話なのですけれども、法務省の統計、厚生労働省の統計のいずれにも載ってなくて、国勢調査でしか把握できない外国人の情報は外国人の教育水準なのです。国の方針として、高度人材の外国人を入国させるということがあっても、それに答える官庁統計がないのです。やはりこれは国の標準的な統計の中にできれば入れてほしい。私は、2005 年の国勢調査のときをお願いしたのですけれども、このときは入ってなくて、今度も見てみましたら入っていませんでした。私、前に A P E C の国際人材育成会議に日本から代表として出ていまして、そのときも日本はなくて、目的外使用で利用させていただいたことがあるのですけれども、今後、平成 22 年調査には是非入れていただくことを希望いたします。以上です。

阿藤部会長 ありがとうございます。では、回答できるものがありましたら、ご回答願います。

千野総務省国勢統計課長 老人ホーム、病院あるいは単身者といったところは、漏れ、重複が起こりやすい対象と認識していますので、重点的に漏れ、重複がないような調査をしていきたい。あとは、集計できるものについては集計していきたいと思っています。

それから、住民基本台帳はある程度正確なのだろうと我々は思っているのですが、外国人登録につきましては、データとしての正確性が若干欠けている部分があるのではないかと思っていまして、例えば外国に帰るときに廃止する必要がありませんので、廃止しないで戻ったり、あるいは一時帰国する場合にはわざわざ抹消しなくて、そこに残したまま一時帰国しているということがございま

して、登録人口が多くなる傾向があると思います。ということですが、外国人につきましては調査が難しいという認識がございますので、関係者会議で外国人支援団体からいろいろと知見を借りています。その結果、外国人については国一律の対応というよりも、その地域、地域でブラジル人コミュニティ、いろいろなコミュニティがありまして、そういう対応が重要だということが分かってまいりましたので、そういった取り組みをしていきたいと思っています。

それから、集計の要望の国籍と教育のクロス表については対応していきたいと思っています。今回集計の中で追加集計ということを考えてございまして、集計表にある集計以外に新たにいろいろな要望があった場合、統計法第 32 条で調査実施者が集計できるとございますので、それに基づきまして総務省統計局が追加集計の形で集計して公表できるように検討していきたいと思っています。

阿藤部会長 ありがとうございます。早速、質問というよりももう御意見、御注文が出ましたので、時間も限られていますから、どうぞ順番に。

廣松委員 今回の平成 22 年調査の一番大きな特徴は、封入方式にしたということだと思います。それに応じて、回収、それからフォローアップ等、いろいろ対策を考えていただいたのですが、先ほどの御説明で一つ明確でなかったのは、聞き取り調査のタイミングです。これは、封入の場合、調査員の方が回収して市町村に渡すわけですね。郵送の場合は、直接市町村に届けられ、それに対してフォローアップを行う。ここで言っている聞き取り調査というのは、郵送で来なかった分に関しての聞き取りなのか、それとも封入されて、極端な場合、白紙のままだった場合に、それに関しての対応というのも聞き取り調査という形で行うのか。従来の聞き取り調査とちょっと性質が違うとか、やり方が違うという印象を受けたものですから、聞き取り調査、フォローアップ、それから住民基本台帳等の行政記録の利用等について、もう少し補足いただければと思います。

それから、2 番目の点として、新しい方法としてインターネットの回答方式を導入されるということは評価すべきだろうと思います。ただ、これまで幾つかの調査の前例でいくと、初回、いきなり 10 パーセントを超えるような利用率にはならない。したがって、確かに平成 22 年調査用に開発したシステムが平成 27 年調査に使えるかどうか、よく分からないという状況の下では、コストとパフォーマンスという意味では難しいかと思います。ただ、少なくともモデル地区を一つ選んで、そこで今回実際にやっていただくということですので、モデル地区に選ばれたところでのインターネット回答方式に関しての徹底は是非やっていただければと思います。

それから、これは単純な質問ですが、先ほどいただいた検討状況のオーダーメイド集計に関しては、既にこの 4 月から対応可能だということですが、先ほどの御説明で、オーダーメイド集計と従来の目的外利用のことはあったのですが、匿名データの作成に関しては、今どういう御計画なのか、その点を伺えればと思います。とりあえずその点です。

阿藤部会長 どうもありがとうございます。それでは。

千野総務省国勢統計課長 まず、当初回収を行います。郵送世帯につきましては調査員に情報が伝達されますので、調査員で未提出世帯がすべて分かる。その未提出世帯に対しては、調査員がもう一回回収に行く、これがフォローアップ回収です。フォローアップ回収を行った調査期限の後、なおかつ未提出で残っていた世帯については聞き取り調査を行います。したがって、フォローアップ回収まで含めたすべての回収が終わった後、聞き取り調査ということ。それで調査員のフィ

ールドワークは終わりになります。

その後、調査票の市町村による審査の段階で、住民基本台帳等のいろいろな情報を使って審査をします。そこで補完できるものは補完していくということになります。なおかつ、それでもだめな場合は、統計法第 15 条による関係者への質問という順番になります。

それから、インターネット調査につきましては、モデル地域ではしっかりやっていきたいと思えます。

匿名データにつきましては、この 4 月に始まった幾つかの標本調査で、我々では始めたところですので、その経験を踏まえまして、なおかつ国勢調査というのは国民の注目もございますので、今回の国勢調査の実施が終わった後、検討したいというか、それまで検討していきまして、一番早くて、実施が終わった後となる見込みです。実施の前は、国民の反応等もございますので、ほかの統計調査の経験も見ながらということで、その後どうするか検討していきたいと思っています。

阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、野村委員。

野村委員 大変包括的に慎重に検討されている感じがしたのですが、私からも 4 点ぐらい質問させていただきたいと思えます。

第 1 番目に、調査環境の変化の中で、一つはハード・ツー・カウントといいますが、なかなかカウントすることが難しい部門としてホームレスのような方が存在している。その中で、セカンダリーホームレスと言うのでしょうか、ネットカフェやサウナ、簡易宿泊施設を渡り歩くような方が比較的注目されている。現在では数万人ぐらい存在しているとする統計があると思えます。そういう方に関して、国勢調査としてはできるだけ包括しなければならない、かつ二重カウントを避けたいというミッションがあるわけですが、そのための戦略性といいますが、検討状況を教えていただきたいと思えます。

第 2 番目は、就業時間を削除するというのですが、私の知る限り、ユーザーというのは確かに経済分析者でも、平成 12 年調査から始まった項目ですので、使ってみようと思いつながら、連続性が重要ですので、なかなか使い切れていなかったという感じの調査事項ではなかったかと思えます。ナショナルアカウンツ（国民経済計算）の経済活動別就業時間の統計において、彼らは「下駄をはく」と表現するかもしれませんが、労働力調査等のデータのベンチマーキングとして国勢調査の就業時間データを利用しているかもしれません。もちろん国勢調査では、9 月末の最後の 1 週の調査という制約があるわけですが……。恐らくこれまで、いろいろと検討されて、その影響について確認されたのだらうと思えますが、それをもう少し明確にさせていただきたいと思えます。

第 3 番目は職業の分類といいますが、本人の仕事の内容ということですが、おとこの統計委員会の中で竹内委員長が失業者の職業分類の話がされていました。そのときは、御承知のように現在検討がされています日本標準職業分類に対するコメントであったわけですが、その話を聞きながらそれは職業分類の検討ではなく、むしろ失業者に対しても調査を行って、職業分類を適用するときの話であって、この国勢調査に関わるものとして聞いていました。現行の国勢調査の調査票では、現在失業されている方はここで記入が終わりという形で調査されずに、あくまでエンプロイドされた人のみの職業を調べています。UN のレコメンデーションでは、para2.301 でアンエンプロイド（失業）の場合は前職を調査するようにと書いてありますし、米国と UK でも過去の職業について

調査しています。

もし日本の調査で、仮にそういうものを記入していただいたとしても、就業しているかどうかの状況は別な調査事項としてあるわけですから、過去との連続性を保ちながら、前職を調べることもできるという意味で、それ自体重要な情報になると思いますし、国際比較可能性を高めることもできるので、十分意味があると思いますが、その点を少しお聞きしたい。

4番目は産業分類ですが、これは非常に難しいなというところがあると思います。率直な経済分析者としてのセンスから言えば、家計に聞きながら産業分類を適用していくことはかなり厳しいというのは直感的によく分かりますし、このような調査事項を聞いてもなかなか難しいと思います。もし正確にとらえるための調査票を作りましたら、記入者からみれば何を聞かれているのかほとんど意味不明になってしまうかもしれませんので、現実的ではありません。そのときに、日本全体の中で就業者の人数を経済活動別にカウントするとしましたら、一方で、経済センサスとの関係性をどういうふうにとらえているか。これまで、経済活動別の就業者数というものは、国勢調査を基準にしてとらえていた。今後は、経済センサスができたときにはそちらでいくのかという感じがします。

その中で、先ほどの失業者を含んだ職業や就業者数の把握としては、家計に調査する国勢調査ゆえの役割もあるわけです。経済センサスにおいて、事業所側で調べる産業の姿と、国勢調査から調べる産業の役割が違うところを明確にして、就業の状態を把握する上のもう一段の整理の必要があるのかと問題提起させていただきます。

阿藤部会長 ありがとうございます。国勢調査とそれにややほかの省庁に絡んでの御質問もありますけれども、いかがですか。

千野総務省国勢統計課長 ネットカフェ等の方々につきましては、これまでも我々は簡易宿泊所のようなところに一時的にある期間泊まっている方について把握するようにしています。したがって、ネットカフェのようなものもその延長でできると思いますので、今そういう人たちが増えているということを踏まえまして、漏れることのないようにきちんと調査していきたいと思っています。

それから、就業時間につきましては、SNAの中での使い方は全国ベースの就業時間ということだと思いますので、そういうことであれば、ほかにいろいろな統計調査もございますので、国勢調査で廃止しても対応は可能だろうと考えています。

それから、失業者の仕事の内容について前職をとらえたらいいのではないかとということにつきましては、国勢調査の調査票の作り方は基本的に月末1週間についてどうかということで統一していますので、そこところが紛らわしくなるのではないかと考えます。前職を聞こうとすると、今の流れの中で幾つか調査事項を設定しないとなかなか難しいのかなということを考えます。例えば、就業構造基本調査、これは大規模統計調査ですが、そこにおきまして失業者等も含めまして、前の仕事について詳しく聞いてございます。したがって、失業者の前職の状況等につきましては、雇用の専門の大規模統計のデータがございますので、そちらの方を利用していただければよろしいのではないかと考えてございます。

それから、産業分類についての経済センサスとの関係につきましては、国勢調査でのとらえ方といたしますのは基本的にこれまでと変わっていませんので、経済センサスにつきましてはこれから平

成 23 年調査等、議論が始まるところがあると思いますので、経済センサス側である程度整理していただいて、それを踏まえて国勢調査の方でも何かもし考えることがあれば考えるということかと思えます。基本的には違う統計ですので、それぞれの性格を踏まえて利用していただくことになるのではないかと考えています。

阿藤部会長 ありがとうございます。これは、特に S N A 作成の部局からの回答みたいなものもあるのですか。

千野総務省国勢統計課長 利用状況について各府省に照会していきまして、内閣府からは全国ベースの就業時間を使っていますという回答がございました。したがって、全国ベースですので、ほかの統計調査でもとらえられるものということで、国勢調査の調査事項から廃止しても大丈夫だろうという判断をしたものです。これが全国ベースでなくて、小地域ごとに使っているということですので、ほかの統計からは難しい部分もありますが、全国の就業時間ということですので、ほかの統計調査で代替できるだろうという判断でございます。

阿藤部会長 それでは、井上専門委員。

井上専門委員 私は、主要変更事項について二つほど意見があったのですけれども、その一つは就業時間の削除についての意見がちょっとあったので、これは今、御回答が得られたので、今回はもう一つの件について質問と意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず、今回非常に評価できるのは、従業上の地位において派遣社員が把握されるようになったという点、それから 5 歳未満の子供の出生地を尋ねる点、この 2 点が加わったのは非常に嬉しい限りです。特に 5 歳未満の子供の出生地というのは、将来人口推計にこの情報が非常に価値がありますので、その点は非常に嬉しいと思えます。

ただ、前者の従業上の地位で派遣社員の項目が一つ加わった点について、若干意見を述べさせていただきたいと思えます。昨今、いわゆる派遣社員と契約社員というのを一くりにいろいろな報道がされているということで、非常に近い存在として把握されていると思えますけれども、今回の調査事項でいいますと、契約社員はパート・アルバイトに含まれる形になるわけですね。そうしますと、パート・アルバイトというのは、副業、主婦や学生が片手間というか、主たる収入という意味ではなくて、付随的な収入として行っているというニュアンスが入るのですけれども、契約社員というのは主たる家計維持者が、その家計の主収入として働いている場合が多い。派遣と変わる点は、途中で派遣会社が介在するかどうかということだと思いますけれども、それを考えますと、私としては契約社員という選択肢を新たに設けるか、それが無理ならば派遣社員と合算できないか。少なくともパート・アルバイトに入れるよりは、派遣の方に入れた方が合理的かなと考える次第ですけれども、この点、少し技術的な問題もあるかもしれませんので、御回答いただければと思えます。

阿藤部会長 どうぞ。

千野総務省国勢統計課長 ここはいろいろな分け方がありますので、我々もいろいろ検討いたしましたが、国勢調査では雇用者だけについて聞いている項目ではなくて、雇用か自営かという中で雇用者について内訳を設定するという場合、何が重点かということを考えましたときに、正規、非正規という基本的な状況を把握するというところだろうと思えます。その非正規の内訳について、更

に詳細にということであれば、雇用の方の統計、例えば就業構造基本調査などで更に詳しく調査していますので、そちらで把握するようなことではないか。ただし、非正規の中で、派遣社員だけは派遣先、派遣元で産業が変わってきますので、非常に特殊です。後で事業の内容を工夫することによって、派遣先ベース、派遣元ベースで産業がとらえられるというメリットがございますので、派遣だけについては特出しした。この調査事項は、正規、非正規についてとらえる項目と整理しています。派遣社員と契約社員を付けてしまいますと、派遣社員の派遣先及び派遣元の産業が把握できなくなりますので、これはメリットが薄い。

もう一つ、契約社員として選択肢を立てるとということにつきましては、ほかにも囑託などもございまして、この調査事項の性格をどう考えるか。国勢調査で余り細かい内訳までとらえることはできないだろうということで、非正規を一くりにしているということでございます。ただし、契約社員等につきましては、統計データとしては就業構造基本調査やほかの雇用統計で更に詳しく把握されていますので、そうしたデータによって実態を把握することができるだろうと考えています。

更に、もう一つ増やすと、調査票が紙面的に苦しいということもございまして、現行の調査票の形にしています。したがって、多様な雇用形態をとらえるという観点に関しては、必ずしも十分ではないという認識を持っています。

阿藤部会長 ありがとうございます。今日御出席の委員、専門委員の先生からは一応御意見いただきましたが、もう少し時間がございますので、審議協力者の方々、もし御意見、質問等ございましたらお受けしますが、いかがでしょうか。

金子人口動向研究部長 国立社会保障・人口研究問題研究所です。調査事項の変更におきまして、5歳未満の出生地を含めるということは、将来推計の精度に大変資することございまして、これに関しましては御礼申し上げたいということが一つです。

そのほか、精度に関することでございますけれども、調査漏れに関しましては住民基本台帳等による確認ということの御説明がございましたが、推計等の観点から、重複、ダブルカウントについても関心を持ってございまして、従来ですと、高齢者における老人ホーム、施設等と家族の元で重複して調査しているのではないかとというようなことが推察される部分がございます。例えば平均寿命等の算出におきましてもかなり大きな影響が出てくる可能性がございます。特に、高齢化が進んでいますので、影響がやや懸念されます。

そのほか、封入方式でありますとか、新しいインターネット回答方式もそうですけれども、そういう新しい方式を追加するということで、さらにその他のダブルカウントの頻度はどうなるのかということに関心があるのですけれども、その辺について確認の方式といいますか、教えていただければと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。

千野総務省国勢統計課長 我々も、日本に居住する人たちの中で特に注意しないといけないジャンルの方々のことは考えています。

一つは重複ということと言いますと、高齢者の老人ホームや病院に入っている方々、それから若者で单身寮に入っている方々、若者でワンルーム・マンションに住んでいる方々は、丁寧に調査しないと、把握漏れ、あるいは重複といったことにつながりかねないという認識を持っています。

特に何かそこに対してストレートに効果があるものというのは恐らくございませんで、現場のフィールドワークできちんとそういうことを念頭に置いて把握することが重要だと考えています。これは実査の上での重点項目として、例えば調査員に説明する調査の手引、あるいは我々が都道府県・市町村に説明する事務要領等がございますので、そういった中で特に留意が必要ということで周知して、関心を持ってきちんと調査が進められるように指導等をしていきたいと思っています。

阿藤部会長 よろしいですか。ほかに実施者から何かございましたら。どうぞ。

早瀬専門委員 最近、個人情報を外に漏らしたくないということから、国勢調査に対しても非協力的な人が中には出てくる可能性があるということで、今回も国勢調査を統計法で答えなければいけない。答えない場合は、こういう罰則がある。前に私が授業で学生に話したときに、すごく驚いて、全然知らない人が多いのです。それがあるから答えようという強制ではないとしても、それはかなり早い段階から国勢調査について広報して、これは国の重要な調査であるからこういうこともあるということをはっきり言った方が、特に若い人は答えなくてもいいのではないかと考える人もいますので、この人たちが抜けることによって非常に影響を及ぼしますので、もう既にお話がありましたけれども、重要だと思っています。

阿藤部会長 先ほど御説明が既にございましたが、再度いかがでしょうか。

千野総務省国勢統計課長 同じようなことを津谷臨時委員からも伺っています。津谷臨時委員も御自身で社会調査をされている関係で、国勢調査のことを若者に聞くと、罰則はもちろん、報告義務があることも知らなかった方が多いという話を聞いていますので、少なくとも報告義務につきましては今までよりも前面に出してやっていきたいと思っています。

阿藤部会長 どうぞ。

廣松委員 これはちょっと突飛なことであるかもしれませんが、先ほどの御説明の中で、調査票を郵送にした場合に大きさが限られていて、紙面上苦しいというお話がありました。確かに資料3の最後に付いているものを見ると、これでも拡大してあるわけですね。確かにおっしゃるとおり、これをA4判にするとさらに字が小さくなって見にくくなることも事実だと思います。

これは今までずっとこうだったから致し方ありませんけれども、1枚の調査票に4名連記で、4名まで書けることになっている。もし3名にした場合に、複数枚必要とする世帯はどれぐらい増えるものなのか教えてください。

千野総務省国勢統計課長 ちょっと手元に数字がないので、もしかしたら間違っているかもしれないですけども、今の4名連記で大体9割ぐらいカバーし、3名になると8割くらいということだと思います。

廣松委員 なるほど。

阿藤部会長 質問の御趣旨は。

廣松委員 趣旨は、3名にすると少しスペースの余裕ができるのではないかと、あるいは、字の大きさも少し見やすくできるのではないかとという趣旨です。勿論、今からこれを3名連記にレイアウトを変更するというのは、ちょっと難しいことかと思いますが、今後の課題として考える余地があるかどうか少し検討いただければと思います。

千野総務省国勢統計課長 調査を実施する立場で言うと、不在世帯あるいは会えない世帯が増え

ていまして、そうすると何枚必要かということを確認できないまま調査票を郵便受けに入れざるを得ないというケースが特に最近増えていますので、そういうことを考えると、1枚の中にできるだけたくさん記入できた方がいいということがございます。

一方で、4名連記にしていることによって字が小さくなっているということもございますので、高齢者の方に対しては、この規定の調査票以外に拡大文字調査票というものを作っています。したがって、字が小さくて見えないという方がいらっしゃったら、拡大文字調査票を配るようにしています。

阿藤部会長 対外的には、調査票に入らないから削るとか削らないとかというのは、本質的な問題とはとられないという感じがあります。要するに説明の仕方です。そういう意味では、今回はもう準備が進んでいるけれども、考える余地は今後あるのでしょうか。不在という可能性というのが多いところは、ある意味では単身ではないかと考えています。大所帯で不在というのは、余り考えにくいと考えると、可能性としては3名連記でもよいのではないかと。

千野総務省国勢統計課長 何の検証もしていませんので、次回の国勢調査で採用することは非常に危険だと思いますが、その次に向けていろいろ検討する中で、最初から否定するようなことではないと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。井上専門委員、どうぞ。

井上専門委員 やや中長期的な課題になるかもしれないのですけれども、いわゆるニートについてはほかの調査ではどうにも把握できないということで、実数を調べるには国勢調査に頼るしかないということです。学校に行っていない、職にもついていない、職業訓練も受けていない、学校浪人ではない、そういういろいろな排他的な要因をつけ加えていかないとニートにたどり着けない点があると思います。その点、この調査票の9番のところに一工夫すれば、ニートの実数値が把握できるのではないかと。ニートの存在というのは、将来の日本の労働力、労働生産性のことから考えても非常に重要なポイントなので、国勢調査で何とかカバーできないかなという感じがしているわけです。質問が増えるのですけれども、少なくとも職業訓練をしているかどうかという項目があると、そうでない人たちがニートだという形にはなると思います。やや中長期的な課題だと思いますけれども、御検討いただければと思います。

阿藤部会長 どうぞ。

千野総務省国勢統計課長 ニートにつきましては、就業構造基本調査の方で推計していると思います。就業構造基本調査で職業訓練の状況や、あるいは普段仕事をしていない人について、いろいろなことを調査していますので、これを使えばいろいろなクロスの中でこのジャンルをニートとすることができると思います。

阿藤部会長 最後に。

野村委員 ちょっと細かい点を申し上げますが、産業分類について、例えば事業所として、かつては国内で製造業をしていたけれども、海外に工場が移転してしまったケースがあり得る。その輸入、販売等のための管理をするという事業主も存在すると思いますが、その場合、働いている人の認識としては製造業という認識をお持ちであるかもしれませんが、では、管理しているのは全事業所を通じての主な事業ですから、海外事業所も含めれば製造業と書いてくるかもしれませんが、そう

ということに関して国内の事業所であるという識別をされないのかということの一つお聞きしたい。

もう一つ、その絡みで、管理業務に関しては、近い将来、I S I Cへの国際標準産業分類等の対応でいえば、製造業の本社事業所などが、大分類としてサービス業に格付けされるように変更される可能性があるのではないかと思います。そのときの対応でいえば、本来、管理業務みたいなものを分離しておける情報を残せるようにしておく方が、将来的には利用価値が残るかだと思います。そういうふうに両方に集計できるという形の方が、利用価値があると思いますが、その部分いかがでしょうか。

阿藤部会長 今お答えできますか。

千野総務省国勢統計課長 まず、本社についてですが、ここは統計審議会における産業分類の答申のところでも、世帯調査については実査における問題点等を検証してという一言も入ってしまし、世帯調査では把握することが難しいという認識の下での答申だったと思います。実際、世帯側に本社かどうかということまで記入してもらおうと考えると、ほかに何か調査事項を加えないといけないということがあると思いますので、平成 22 年調査につきましては今の形ということなのですが、将来的に環境が変わって、違う環境になるとすれば、それはそのときに検討していかないといけないと思っています。

それから、その関係で、管理業務の事業所の就業者につきましては、すべての事業所を通じた主要な業務ということで、それが国内事業所ということになると思いますので、そこは紛れがないようにしないといけないと思っています。

阿藤部会長 それでは、長い間慎重に御検討なされて、疑問点等が出てくるかもしれません。これについては、もしございましたらメールでもこちらの方にいただくということにさせていただきたいと思います。

もう時間が参りましたけれども、今日のところは御質問、御議論はこれで終わりとさせていただきます。

次回につきまして、事務局からお願いします。

浜東総務省統計審査官室調査官 それでは、次回の部会について御連絡申し上げます。

次回は 6 月 30 日火曜日の午前 10 時から、この場所で開催したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次回につきましては、今日御紹介できませんでしたが、「審査メモ」について私どもの見解を若干お示しした上で質疑をしていただければと考えています。次回までに必要な資料等ございましたら、6 月 17 日水曜日までに事務局あてにメール等で御連絡いただければ対応したいと考えていますので、よろしくお願います。

それから、今日お配りした資料ですけれども、大部でございまして、置いていっていただければ事務局の方で管理いたします。この資料は、お持ち帰りになった場合には、それについては次回必ずお持ちいただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

阿藤部会長 それでは、本日の部会の結果の概要、それから次回の部会の結果もあわせまして、7 月 13 日開催予定の統計委員会に途中経過として御報告いたします。

本日の部会は、これで終了いたします。ありがとうございました。